

2020年3月2日

教え子を再び戦場に送るな



全滋賀教職員組合

発行人 澤 豊治  
大津市朝日が丘1丁目11-3  
教育文化会館

tel (077)522-4965  
fax (077)522-4978

号外

UNITE!

# 突然の臨時休校に学校も家庭も混乱 ～子どもたちにとって今大切なことは何なのか～

2020年2月27日

滋賀県教育委員会 教育長 福永 忠克 様

新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる休校措置要請についての緊急要望書

2月27日、安倍総理は、感染拡大防止のため全国すべての小中高校・特別支援学校を週明け3月2日から休校とするよう要請すると表明しました。休校措置の発表があまりにも唐突で現場や家庭に大きな混乱をもたらしています。休校措置はあくまでも要請であり、判断の主体は県教育委員会にあります。滋賀県の教育に責任を負う立場から子ども最優先で対応することを求めて、以下の点について要望します。

記

1. 休校措置の要請に対しては、学校や家庭の実情を十分に踏まえた上で、柔軟に対応すること。
2. 要請通りに週明けから休校措置をとることは、学校や保護者の対応が間に合わず大きな混乱をもたらす可能性がある。かりに休校措置を導入する場合は、少なくとも一定の準備期間を設けること。
3. 学年末テスト、入学試験、卒業式・終業式は当事者にとって極めて重要なものであることを鑑み安易に中止や延期にはせず、実施する方向で尽力すること。

**突然の休校要請に、緊急要望書を提出**

2月27日夕刻に、行われた安倍首相の全国一斉休校措置要請に対して、保護者から不安の声、一年の終わりに向けての行事等もある中で、大きな混乱を引き起こすことから、翌28日に県に対して緊急要望書を作成し、提出しました。また午後からは各担当課に校種ごとの要望書を届けられています。

**迷走する文科省！**

滋賀県でも28日（金）に「感染拡大防止に向けての臨時休業の要請について」文書が通知がされました。

しかし同日に出された文科省からの通知文書（元文科発第158号号）には「臨時休業の期間や形態は

地域の学校事情を踏まえ各学校の設置者において判断することを妨げるものではない」と書かれています。

**大切なのは、子どもたちの居場所の確保がされること**

加えて留意事項7（障害のある幼児児童生徒に関すること）の項目には「一人ですぐにすることが出来ない児童・生徒に対して、サービ

ス等を活用し居場所の確保にとりくむこと。確保出来ない場合等、臨時休業措置を取れない場合は、必要な対策を行った上で、最小限の人数に絞って登校させる等格段の配慮を行うこと」と書かれています。

**引き続き子どもたちの状況と現場の声を**

全滋賀教組は、引き続き子どもたちの教育について、教職員の勤務形態についてなどをとりまとめ、課題解決に向け取り組んでいきます。

引き続きフレックスタイムスやホームページをご覧いただき、皆様の率直なご意見や、声をお寄せください。

